

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償（1）（土地損失補償）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

視察報告



極
秘

DRAFT

Although the United States Government has in principle agreed to the payment by the Japanese Government of solatium to Okinawan people, I understand that there still remain two questions as summarized below on which the views of the two Governments need be adjusted.

1) The plan of the Japanese Government on the procedures for the delivery of the funds is that the authority power to receive and to distribute the said solatium be primarily delegated by Okinawan inhabitants to the Chairmen of the Solatium Disposition Committees to be established. The Chairmen in turn may, if due to technical reasons, they find it necessary, redelegate the said authority power to some appropriate organization in Japan to anybody who is residing outside of Ryukyu Islands.

The U. S. Government disagreed on such redelegation of authority power on the ground that it might result in the failure to protect the beneficiaries residing in Okinawa.

2) As for the composition of the Solatium Disposition Committees to be established, the U. S. Government expressed the view that it is to be determined by agreement among the Government of the Ryukyu Islands, Nampo Liaison Office and the U.S.C.A.R.

On the first point, I would like to state that after a careful study, the Japanese Government has decided that no redelegation of authority power is to be made to persons outside the To any organization.

アジア局
37.8.3
局長附

- 2 -

In Japan

Ryukyu Islands and the solatium should be collectively paid to the Chairmen concerned.

In connection with the second problem, the Japanese Government has already given necessary instructions to Nampo Liaison Office to resume the consultations with the parties concerned. In this regard I believe the composition of the Committees contemplated by the Okinawan side is the most equitable one in reflecting the various interests of the Okinawan inhabitants concerned. Therefore, it would be greatly appreciated if you would recommend the U.S.C.A.R. to approve the composition of the Committees which have been unofficially established by the Okinawan side.

Copy

6 August 1957

Dear Mr. Horsey,

I take the liberty of inviting your attention to the problem of the payment of solatium by the Japanese Government to the inhabitants of Okinawa and beg to state as follows:

Although the United States Government has in principle agreed to the payment by the Japanese Government of solatium to Okinawan people, I understand that there still remain two questions as summarized below on which the views of the two Governments need be adjusted.

- 1) The plan of the Japanese Government on the procedures for the delivery of the funds is that the authority to receive and to distribute the said solatium be primarily delegated by Okinawan inhabitants to the Chairmen of the Solatium Disposition Committees to be established. The Chairmen in turn may, if, due to technical reasons, they find it necessary, redelegate the said authority to some appropriate organization in Japan. The U. S. Government disagreed on such

Mr. Outerbridge Horsey
Minister,
Embassy of the United States of America,
Tokyo.

- 2 -

Such redelegation of authority on the ground that it might result in the failure to protect the beneficiaries residing in Okinawa.

- 2) As for the composition of the Solatium Disposition Committees to be established, the U. S. Government expressed the view that it is to be determined by agreement among the Government of the Ryukyu Islands, Nampo Liaison Office and the U.S. C.A.R.

On the first point, I would like to state that after a careful study, the Japanese Government has decided that no redelegation of authority is to be made to any organization in Japan and the solatium should be collectively paid to the Chairmen concerned.

In connection with the second problem, the Japanese Government has already given necessary instructions to Nampo Liaison Office to resume the consultations with the parties concerned. In this regard I believe the composition of the Committees contemplated by the Okinawan side is the most equitable one in reflecting the various interests of the Okinawan inhabitants concerned. Therefore, it would be greatly appreciated if you would recommend the U.S.C.A.R.

to

- 3 -

to approve the composition of the Committees which have been unofficially established by the Okinawan side.

Yours faithfully,

Osamu Itagaki
Director of
the Asian Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Dear Mr. ~~Houses~~ ^{ing}

I have the honor to refer to the procedures for the delivery of the payment of rations by the Japanese Government of funds specially allocated to the inhabitants of Okinawa and to state as follows:

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le ~~Minister~~, the assurance of my best consideration.

Yours faithfully,

Osamu Itagaki
Chief Director of
the Asian Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
The Honorable ~~His Excellency~~ ^{high} ~~Mr. Outerbridge Morsey~~
~~Minister, Embassy of the United States of America~~

沖繩関係特別措置費十一億に關する対米折衝経緯

三二、七、二〇 ア一課

一 昭和二十年八月より昭和二十七年四月講和条約発効までの七カ年の沖繩占領期間中、米軍は七カ年の累計延坪にして農地三億二千二百七万坪、農地以外の土地一億八千五百六十六万坪その他建物、墓、貯水タンク、石垣立木等を無償で接收使用した事実がある。

右七カ年の賃貸料累計額は沖繩現地の計算によると、百七十一億六千三百三十三万八百六十一円に上ると算定されている。

六 右損失の補償については沖繩住民より、米国民政府にアプローチしたところ、米側は、講和条約第十九条(4)「日本国は戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合

極秘

国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つこの条約の効力発生の前に日本国領域におけるいづれかの連合国軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」に基き米側に支払義務なしとしてこれを拒否したため、現地代表一行は昭和三十一年四月二十日上京、国会及び政府関係方面に陳情を行い、日本政府の補償措置を要請するに至った。

三 本件に関する日本側の見解は、右第十九条は沖繩には適用なしとする論（大蔵省）、十九条で、日本国民個人の請求権は放棄されてしまう、従つて、米側に請求する余地ありとする理論（法制局）十九条がある以上米側には請求し得ざるもこれにより直ちに日本側に補償義務ありとはいひ得ない。但し日本政府としては、内地

居住者に対する補償措置を持つた以上政策的に沖縄住民に対する
も補償すべきとの論（法務省民事局）が対立し、政府部内の意見
が調整されていない。

4

3

四 右実情にかんがみ政府は三二年五月二日閣議決定を行い、とりあえず現地の窮状を救うため法律上の結論は別として見舞金として十一億（内訳十億は土地等の接收を蒙つた者に対する分、八千万円は沖縄における外地引揚困難者分、二千万円は元沖縄県県吏員恩給規則該当者分）を支出する決定を行つた。なお本閣議決定第六項には「沖縄住民が蒙つてゐる損失に關してアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金を受けることとなつた場合においては、その金額のうち第一項の見舞金として支給した額に相当する額はこれを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。」と規定されている。

五 なお右閣議決定に先立つて一月十七日中川局長より米大使館モーガン参事官に対し口頭で見舞金支出の趣旨を説明したところ二月四

15
日本国政府としては異存なしとの回答があつた。又三月九日及び四月二日の再度にわたり大野次官よりはホーント公使に対しても、書面をもつて本件見舞金支出に関する日本政府の見解を伝達しており、同公使よりは三月二十日米国政府の見解と本件見舞金支出に異存なき旨の回答がもたらされている。

六 なお閣議決定の要綱はこれを英文として（但し前記同決定第六項の部分は削除）五月八日中川局長よりモルガニ参事官に手交したところ、同参事官より、（一）日本政府より見舞金を受領する機関として結成さるべき沖縄現地の委員会については、右委員会の構成は、琉球民政府、琉球政府、及び南連事務所の三者のアグリーメントにより決定さるべきこと、（二）権利者及び委員会の使用する請求手続に関する様式を承知いたしたい旨の申出があつたので前者の回答は留保しつつ支給細則の手続を英文として、六月二十六日菅沼アジア一課長よりスナイダー書記官に手交したところ、これに対しては、只一点即ち、右見舞金の請求受領配分の権限が、見舞金処理委員会から内地に半額を有する団体に、白紙委任される点が沖縄権利者の保護のために困ると申し入れてきた。

上つて本件に関する問題点は右の二点に集約されたので、わが方としては、前者即ち、委員会の構成については現地で話し合い差支えない旨を回答することとし、後者については対策を検討中である。

沖縄関係特別措置費（南連報告セイノ）

(一) 土地補償関係

四〇〇〇〇世帯

一世帯当り

四〇〇〇〇（日本円）

(二) 引揚者更生資金

一七〇〇〇世帯

一世帯当り

四〇〇〇〇（日本円）

(三) 恩給関係

一三三名 一名当たり

一八〇〇〇円

沖縄関係特別支出金の支給細目に関する
米側意見に対する反論(案)

二二、七、一六、

ハクレームの問題について

1. 元来、本見舞金は贈與であるから、その性質上、クレームはあり得ない。

2. 見舞金受給者の範囲及び個人別受給金額は、予算の範囲内において、現地における各見舞金処理委員

総理府

会の詔(事実上決定)する通りに支給されたものと

あちから、右の事項に関する問合せ者(不平不満)

受任者である南方同胞援護会会長は対しては不得

ない。

3. 関係者(ラヌー以外の事項)は不平不満等がある

た場合は、政府が直接に同援護会会長を指揮監督

総理府

日本標準規格 B 6 (十四行四)

(東文社納)

日本標準規格 B 6 (十四行四)

(東文社納)

1. 本見舞金の処理するべく、復給者保護に欠け
ることはない。

二、本見舞金の請求、復領等につき南方同胞援護会
会長の経由せしめることの必要性。

1. 本見舞金の復給予定者は膨大な数に上り、請求
関係書類も極めて多量に上るが、これらは書類を政
府が現地から直接受け付けて検算、照合、その他検

総理府

日本標準規格 B 5 (十四行野)

(東文社納)

2. 不備なものを返却或は照合して本見舞金を整備
せることに事務的に(予算上)不可能である。

2. 支拂事務は、日本政府の直接指揮監督の下に行
け本見舞金の支拂いであるから、本土にあつて政府の直接
指揮監督の下にあつて団体に行わるべき必要があるが、
それには南方同胞援護会が最も適当である。

3. 見舞金の支拂いは、政府が直接に現地団体者

総理府

日本標準規格 B 5 (十四行野)

(東文社納)

二、送金することは事務的困難である。之の手続

につきも、同会として政府に協力せらるる必要があ

る。

要するに本手続は、日本政府の責任に付く決まり

で、国内的着手と考へられ、既に自民党及び政
府内部に相談決定済であるが、これを変更すること
は困難であることを仰了承頼いた。

總理府

秘

アジア

アジア参事官

アジア局長

沖縄に対する土地接收等による賃無効金
支出に關する米大使館スナイダー書記官との会談

三二六二二、アラ長記

（六月二十六日午前十一時米大使館、スナイダー書記官記）

（テム書記官に面会を申入れた了。自分は韓王關係があり沖縄

につけてはスナイダー（云々）へ回答がかつた。）と招致して別紙

英文（五月二日閣議決定に基く是無効金の支給並領）

五千元交し、先般元ルガニタラノ旨より申入れのあつた

外務省

アジア
52.6.26

支給年額の細部を翻訳したが、見て西原さんと
述べたところ（スナイダー）によると（一月一七、二の年額下り）
年當（一九四九年）もつて自命日本（アーヴィング）田委議の（一
九四九年）の問題の（一九四九年）である。"In view of the
difficulties of settling immediately
the problem of compensation ...

外務省

はワーティニアの点を若干の問題あるやも知らずと述べに

江口沼は二の用詔は日本兩政府の本件に關する見解

には全體影響範囲を及ぼさば、越旨で非常事態を立

書面にもつてあらざ述べたところ、スナイアードは、當方の見解

三同書一、前上月一二、スナイアードは、二の英文はアーヴィング

リスト、コンマードに見せた上で、ビラード、ウッド、面若

イースト、コニマードに見せた上で、ビラード、ウッド、面若

外務省

もたゞ可一二五約一次にて、處理委員會が構成の問題

に附り、二の古之は、元カシナリ、中川局長、琉球政府

南方運輸事務所、鹿児島府の合意共、委員會が構成

するか否かに關するは、かと計画されたり、並口沼より

二の点は、一か、安竹勝考より上記の本年四月会議にても既に

外務省

決あり。又上は三者で立められも現 る。モダニスル旨
委員会を容認する。新規の日延へられ、モダニスル旨
二月五日承一と心得ると、延へにとスティフーは
新規。二月五日正一と、ヤウダはリガ、司が元ハガニ化は
了承。一月一と、吉川は、中川一向
の了解に基づき、琉球政府の開港と航行と相談一
外務省
の了解に異ひ、琉球政府の開港と航行と相談一
新規会のメンバーとセイエ民政府に出一、民政府が二れ は
同新規と、年齢を持つて、西行す。
簡単其他上級委員会の人には、アラジエニシノバのよ
と若次一と、立派な事務所、二の店は、自分とは元ハガニハ
了解一と、理解一と、立派な事務所、二の店は、今一度上司に
よりは相続申一と、立派な事務所、二の店は、今一度上司に
外務省

済
元

アリヤ参事官

アリヤ國第一課長

アリヤ
939

スナイダ一書記官との会談要旨

(三月十一日)

(ア一譯)

アリヤ
3月11日

1. X月十五日在日本大使館スナイダ一書記官と
昼食、機会を持て、總務課の「沖縄關係
特別対策費十一億」の支給細目について米大
使館より電報で督促された結果如何と訊ね
(現地に)
たゞ、実は八月琉球民政府から回答を寄越
外務省

1. 只一つだけ問題があり、述べて次の桌を指摘
して来た。
1. 別紙英文第ニ項、"The solution will
be paid collectively to the Chairman of
the OKINAWA Association of Mayors, Town
and Village headman (or any body
else to whom representation has been
外務省

redelegated by the Chairman) の権限内の

(請求領收、配分の

部分に關し、沖縄在住の受益者については代表

權が再委任される者は、沖縄内に居住している

団体又は個人でなくては困る。再委任が日本國

内に居住している団体又は個人になされた場合は

沖縄在住者は直接のコンタクトも探り得ないし、

且つコンフレインの持つて行き所もなくなる次第であつて、

外務省

(右の圖解は個人と)

の桌は例えば仮に米国が日本居住の日本人に何等

(受取者)

の金を云々うといふ場合、日本に委任を受けた「コミ

ティ」ができた場合、「コミティ」が更に、その権限を

米国内のある団体に再委任したうる受益者の日本

人が如何に困るかを想像したり判るだう」と述べ

た。右の対しては、苦衷より貴方の斧げられた

例は潜在主權を持つてゐる、日本と沖縄との關係

外務省

（住甲越）

では異なると思ふ。いかゞの実は日本側としても
検討し反駁すべきものは反駁を行ひ積みが一応
伺つて御返事すると述べておられた。

二右米側立見は早速南運竹林一課長に連絡
再審件の古文に問題があつたのは、再審件は上の十二箇

か同胞援護会を通じて、沖縄の委託を古ケ島に有する
支拂つれる形式を持つたる如何とサディエストーナメント

外務省

同課長は答へ、二の十一條は依託費といはつて
政府が直接受益者みどりの委託を古ケ島に有する
よ拂つ建前にはつづる。内閣決定第五項にて
第一項の貿易金を支給するに當つては内閣總理
大臣は貿易金を給付するに當つては内閣總理
代理人に付ける見舞金を一括交付する年終に

外務省

よろちとす。と書ひてある。どう一も南方同胞
援護金の予想代理人が再会にてよりに形式
1月1日金の同金に出は、わアある。金南方同胞
援護金に金を渡す。のアフリカ、ラジコ
寄付金の貯金の用意をこなす。問題あり。づれ良く
相談一ぱいおへつた。

対日平和条約発効前ににおける沖縄の米軍による土地等の接收等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金の支給について「案」昭和三十二年五月二日閣議決定「沖縄関係特別措置費の支出について」第三項に基く沖縄住民に対する土地等の損失に関する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式並びにその支給の手続等に關し左記のとおり定めるものとする。

記

一 見舞金の支給を受ける者の範囲
見舞金は、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十七日までの間に沖縄の米軍接收による土地等の損失を蒙つた土地等の所有者等として沖縄軍用土地等見舞金処理委員会（以下「見舞金処理委員会」という。）が認証した者に対して支給する。

二 支給額の算定方式

日本政府は、沖縄の米軍接收による土地等の損失であつて補償を受くべきものについては、その種類及び金額等その実態を調査確認する

手段を持たないので、本件の見舞金受給者に対する支給額は、総額十億円の範囲内において、見舞金処理委員会が、本件に定めるものを除く外その定める方式により同一の事情にある者に対して同一の取扱を与える原則をもつて認証した額とする。

三 支給の手続

見舞金の支給手續は左によるものとする。

1. 見舞金の支給を受けようとする者は、別紙様式による見舞金請求書に、その記載事項につき関係市町村長の証明を受け、これを見舞金処理委員会委員長に提出するものとする。
2. 見舞金処理委員会委員長は、前項の見舞金請求書を受理した場合にその受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ、内閣總理大臣に進達するものとする。
3. 見舞金の支給に當つては、その受給者の別紙様式による委任状に基き、その受領代理人たる見舞金処理委員会委員長たる沖縄市町村長会長（当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者。）に対し一括交付する手続によるものとする。

（別紙様式）

見舞金請求書
沖縄の米軍接收による講和発効前に係る土地等の損失の補償に関する問題が早急に解決することが困難であるので、日本政府は、右の損失を蒙つた土地等の所有者等に対し今回限りの特別の措置として見舞金を支給せられる趣旨を了承し、「沖縄関係特別措置費の支給について」（昭和三十二年五月二日日本政府閣議決定）に定めるところにより見舞金を別添調書に基き支給せられたくこの旨請求致します。

昭和 年 月 日

（何々市町村関係分）

氏 請求者住所
名 所

内閣総理大臣 殿

印

備考

1. 本請求書（別添調書を含む）は各市町村関係分毎に連記することができる。
2. 右により連記する場合には、各請求者につき請求書及び調書に同一の一連番号を附すること。
3. 本請求書（連記する場合には各市町村関係分毎にその末尾）には、その記載事項について別添調書のとおり相違ない旨の關係市町村長の証明、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証を附すること。

(添付書類)

軍用土地等見舞金に関する調査

住 所	氏 名	見舞金申請額	備 考

備考 備考欄には損害申告額を記入すること

委任者割印

円 紙

委任状

私儀

沖縄市町村長会長吉元栄真を代理人と定め左の権限を委任する。
一、沖縄土地等に対する特別措置費の請求、領収、配分等に関する一切の件。

示右の件を財團法人南方同胞援護会会长浅沢敬三に再委任する件。

昭和三十二年三月二十五日

現住所

氏名

印

備考

1. 委任状は各市町村関係分毎に連記することができる。
2. 右により連記する場合には各委任者につき見舞金請求書の連番号と同一の一連番号を附すこと。

雪
房
文
集

餘務參軍官

情報文化局長

第一課義人

日午前九時本官來訪會談世子際

參事官

公使から中國に對する日本政府の見

卷之三

(不
可)

舞の問題にアメリカ側の立て本が渡されたが、本場を書いた書物の渡されたが、本日はちようどいい機会であるから、右考ものに関連して、わが方の立場に誤解をきる期するために見解を書くに簡単だ。

卷之三

べて、別添のような書ものが同公使に手交した。

本官から、この書ものは、さる三月九日貴公使にお渡しした日本側見解となんら異なるものではないと敷えん説明し左とこゝ、同公使はこれを

一讀し、結構であると答えた。

なお、三月二十日の本官と同公使との会談の際、同公使から指摘される三月十八日衆議院予算委員会における島上代議士に対する岸首相の答弁中、この見舞金は特別措置であつ

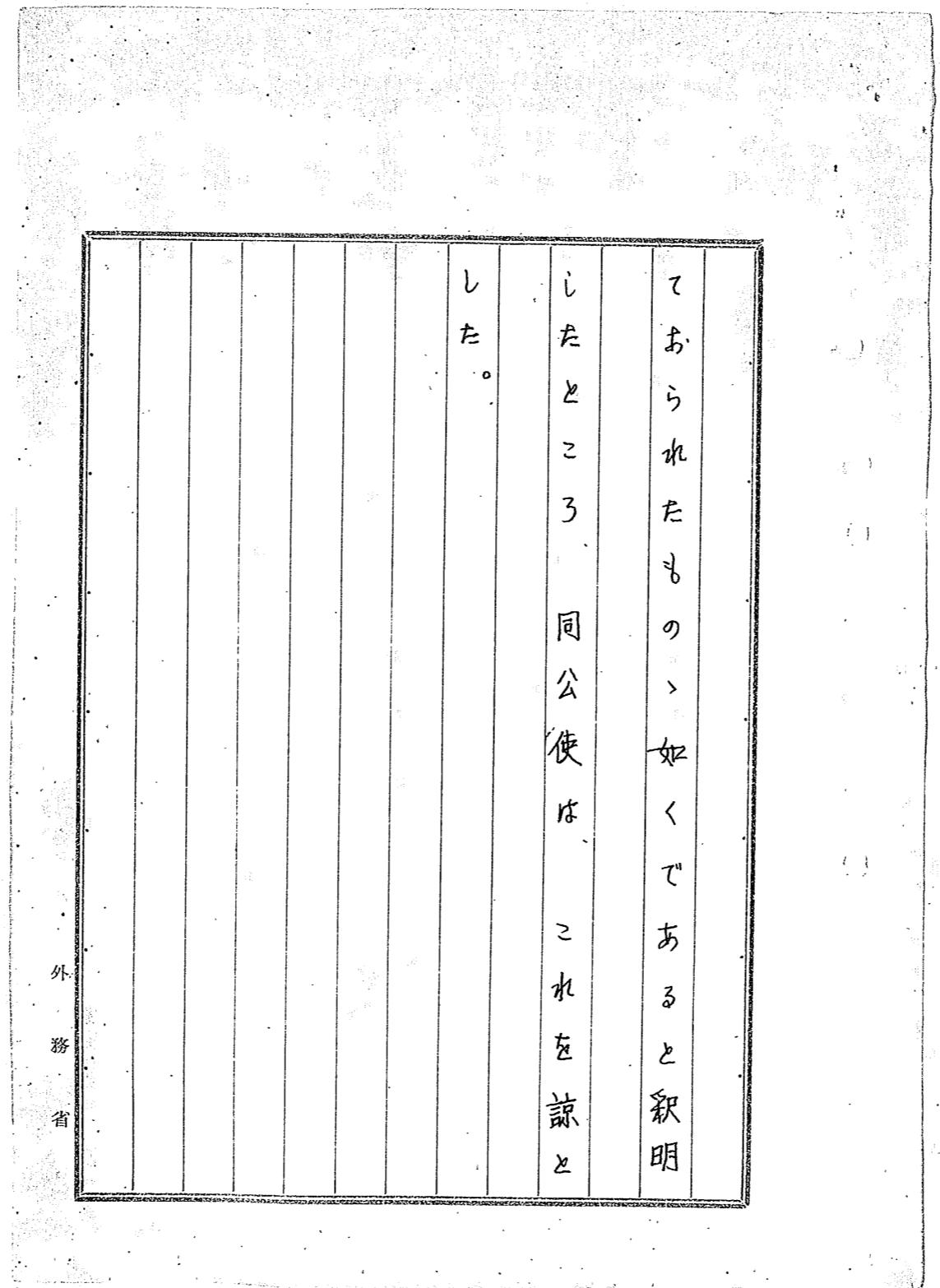
補注

当然 アメリカが支拂うべき保障
金を日本が立替えておくといふ解釈
にたつてあり、そのことはアメリカ
側にもわれわれの意向として通告し
てあるとの趣旨を述べられてゐる矣に
つき、本官から、その後速記録を取

外務省

り寄せて調査レフとこう。日本側が
当然アメリカが支拂うべきものと一
時立替えて拂うのだといふ解釈をア
メリカ側に通告してあるといふこ
とは事実に反することを見出した。
おそらく岸首相が若干思い違ひをし

外務省



- 2 -

ア As to the procedures for the delivery of the funds which
局 will be appropriated for the people in Okinawa, the idea
of the Japanese Government is as follows:

1. Solatium (¥1 Billion) for the economic losses to land
requisitioned prior to the coming into force of the
Peace Treaty.

Those who are eligible for the solatium are requested
to submit an application accompanied by a certificate issued
by a Mayor concerned to the Chairman of the Okinawa Mayors
Association.

The Chairman receiving the applications is requested to
transfer them to the G.R.I. on behalf of the applicants.

The G.R.I. is requested to examine the applications
and transmit them to the Prime Minister's Office through
the Naha office of the Nampo Liaison Bureau.

The fund for the solatium will be delivered in lump-sum
to the Relief Association for Okinawa and Ogasawara Islanders
(Nampo Doho Engo-Kai). It is requested that the said asso-
ciation compute the amount due on each application and for-
ward the money to the Chairman of the Okinawa Mayors Associa-
tion who represents the applicants.

2. Fund (¥80 Million) which will be used for the welfare
of repatriates.

The Japanese Government will deliver the fund in lump-
sum to the G.R.I.

The

The G.R.I. is requested to use the money to help the
repatriates who are in most need of such assistance.

3. Fund (¥20 Million) to be paid to the former Okinawa
prefectural officials who have not received retiring
allowances.

The Japanese Government will deliver the fund in
lump-sum to the G.R.I.

The G.R.I. is requested to pay the money to the eligible
persons.

The damage suffered by the inhabitants of Okinawa Islands in connection with the activities of the United States military forces during the period between the end of the war and the coming into force of San Francisco Peace Treaty is reported to amount approximately ¥ 17,000,000,000 (Japanese yen). When the inhabitants submitted a request for the compensation to the United States military authorities, it seems the latter turned it down on the ground that the United States Government is not legally bound to compensate the said loss by virtue of Article 19 (a) of the San Francisco Peace Treaty.

There are arguments as to whether Article 19 (a) of the Peace Treaty would automatically apply or not to the Okinawa Islands over which the United States reserves full jurisdiction. There are also people who think that apart from the legal interpretation, it would be natural to call firstly on the ~~United States~~ to remedy the damage inflicted on the inhabitants of Okinawa Islands, a territory which is under the complete administrative jurisdiction of the United States. However, in view of the distressed condition of the inhabitants, the Japanese Government has decided to disburse ¥1,000,000,000 (Japanese yen) on this case, not as a compensation, but as a gratuity, from a humanitarian viewpoint.

アシア局長より 次長より 第一課長

大野次官、ホーリー在京米公使(会談の件)

(昭三二、三、二二 大野次官口述)

次

官房長

秘書參事官

歐米局長

第一課長

第二課長

引見し会談したが要旨左の通り。

ホーリー公使から本日去る九月貴官と会談した沖縄

に對する日本政府の見舞金の問題について参考した次

第であるがと述べて別添甲號のまゝ日本文の箇單

を去き物を本官印下手文として本号文の件に付す

外務省

了米易貿易の意向であるから専兼知照いたいと述べた。
仍て本官事への手続きの前段と後段との法理的繋り
あわと貨物たゞ三同公使と之の繋りは全くない。唯其
段は合衆国政府の見解を本へ後段は日本を行ふ
見舞金の額と手封して感謝の意を表して次の次第
であると答えた。仍て本官から今後の仲絶に對する意見
舞金は先般貴公使との間にお詫したよお施設のとおり

外務省

もう一度氣の爲め此の美を致す事で御心がおきなさうござります。あつてその際お渡した我方の手き物と現われてゐる通りであるから左様お前が承りたいと述べておいた。

二、ホーリー公使サルバドロは三月十八日付の朝日新聞夕刊に掲載された首領の衆議院予算委員会における岸総理と社会党の島上善五郎氏との間の演説に対する見舞金の問題に對する閣答の西原東の記述。官に示された單は以下の報道たけらほく確のことはどうか

岸首おがこの科ソシにて現われてるよな遊行で答弁がてこひますな。おのれの本音で異つてるのでそのトントキが黄土の花着と喫起一たりと申へたので本官から升込記本僅か二三行で片アリて「るりが累てこの夢に」と申へたのがとても金額の答弁の中の一部が付けられ立てて下さいましたのが、その邊のことをよくおもひながら遠足錦手にて確かめて見えたと思ふ。いかがおどせたが以向になつた場合更に黄土の

外務省

連絡へたといふべつあいた。

Article 19 (a) of the Peace Treaty clearly relieves the United States of responsibility for pre-treaty claims in the Ryukyus by stating that: "Japan . . . waives all claims arising from the presence, operations or actions of forces or authorities of any of the Allied powers in Japanese territory prior to the coming into force of the present treaty".

The Government of the United States is gratified that the Japanese Government has undertaken to make a payment on Ryukyuan claims for the pre-treaty period.

国民の意思は表明して

相言明

(DRAFT)

My dear Sir Susanta

I have received your note of March eleventh relative to
~~the for the coming visit of the~~

沖縄における補償問題（米大使館と連絡より）

（昭三二、一一七、中川記）

一月十七日（木）午前一時三十分米大使館モーガン参事官

の来訪を求め左よりおり会談せり。

（中）沖縄における米軍による住民の損害が平和条約発効前

のもの約一セロ億円にて現地住民は米軍当局に交渉し

たところ米軍当局からは右は平和条約第十九条にて

外務省

日本政府は請求権を放棄しているから米側に請求すべ

きものではなく日本政府に申し立てるべきものあると言つて却

下して趣がある。今が昨年六月頃より右補償方にはま

現地住民側より日本政府に陳情がある。

日本政府では不正確研究して結果法律論としての結論

は別として実上の問題として金額はまだ未定であるが相

当額の見舞金を出す考之である。右支出の形にてても

まだまことにあります。個々の損害額を調べるため現

地に人を派遣する必要が起るかも知れない。必ず水にせよ從

来の経緯から見て未い政府として右日本側の措置に異

存はないかと思ふ。お知らせする。

(七)情報をお詫びする。早速東京政府に報告し、何とかアフ

ションがあつたらお知らせしよう。

(その後モ一ガニオーラ人ト連絡モ 一月三十日(水)電話び)

外務省

合せなどころモ「は実はその後何うも華府から言つて来て
ます。念のためもう一度電報して見る上答之だ。」

外務省

米大使館モーガン参事官と会談の件

(昭三二、二、四(月)前一〇、三〇)
於外務省 中川記

二月四日(月)午前十時半米大使館モーガン参事官(政務担当)來訪左の如き連絡を致せり。

(一)沖縄における米軍の措置による損害の中平和条約発効前の分に付日本政府において見舞金を出す件については外務省

外務省

に連絡しておいたところ外務省より米玉政府において別に異存を有する旨の回答があつた。

(二)沖縄視察團が現地へ行かざる際はレムニックアーリ司令官の賓客であるのが別に旅券等の渡航文書はいらぬ。(中川より)

小会議員五名の入選が未だ行かずのは遺憾があるが、
会も再開したが近く決定すると思ふ旨説明(民間から
の代表は五名位)が有力実業家、大学院長等である。

外務省

条約十九条に依り日本政府は清、北洋を改棄し
之より米側に清求す、又筋合の事は右のと却下工事
通ニモテ、該委員六月間から知神領方面へ日本
政府陳情が有之私。→政府ひる三事研究の結果
法律審議の結果、即ち、現在の窮状は政府の失
支出すると、し。二、旨中川局長ホモ一ガン参事官
ニ儒元米側の意向を打診せ、のと二月四日
電信案
外務省

今参考官より米國政府は朝鮮金立出の事存
内閣の回答候存。

三、政府とて口元を下億円の見舞金を三工年

玄補正行算組にて4320とし、二の支拂、日本律

的里地にあらも乞ひて旨記録はらしめ。あく止め。

三月九日下レシ一公使正招致。大野次官から

別途英文書類を手交す。

電 信 案

外 務 省

より答へる事存。

丁、領使本部より諸事、後取法律譲り公表

三、出九日米國政府とてもとの見解を察表せざる

元方、之に付するが如きの事存。

而して御了承候。

電 信 案

外 務 省

要写		記録分類		事務次官		事務次官		事務次官	
				歐米局長		アジア局長		アジア局長	
				宛		電信課長		電信課長	
				件名		主 管		主 管	
				伊總佐民司村見舞金開ノ件		アジア局第一課長		アジア局第一課長	
				件名		起案者		起案者	
				別紙英文の通り		9 47		9 47	
				第 三〇一 号		昭和 32 年 3 月 9 日 起案		昭和 32 年 3 月 9 日 起案	
				電送第 002971 号		電送第 002971 号		電送第 002971 号	
				昭和 32 年 3 月 9 日 前後 1 時 3 分 程		昭和 32 年 3 月 9 日 前後 1 時 3 分 程		昭和 32 年 3 月 9 日 前後 1 時 3 分 程	
				回覧番号					
電 信 案 (甲)		外 务 省							

The damage suffered by the inhabitants of Okinawa Islands in connection with the activities of the United States military forces during the period between the end of the war and the coming into force of San Francisco Peace Treaty is reported to amount approximately ¥ 17,000,000,000 (Japanese yen). When the inhabitants submitted a request for the compensation to the United States military authorities, it seems the latter turned it down on the ground that the United States Government is not legally bound to compensate the said loss by virtue of Article 19 (a) of the San Francisco Peace Treaty.

There are arguments as to whether Article 19 (a) of the Peace Treaty would automatically apply or not to the Okinawa Islands over which the United States reserves full jurisdiction. There are also people who think that apart from the legal interpretation, it would be natural to call firstly on the United States to remedy the damage inflicted on the inhabitants of Okinawa Islands, a territory which is under the complete administrative jurisdiction of the United States. However, in view of the distressed condition of the inhabitants, the Japanese Government has decided to disburse ¥1,000,000,000 (Japanese yen) on this case, not as a compensation, but as a gratuity, from a humanitarian viewpoint.